

「ラップ信託約款」新旧対照表

2022年2月28日改定

(下線部変更。なお、内容の変更を伴わない軽微な表記修正は記載省略)

新	旧
ラップ信託約款 (遺言代用信託約款) 【野村証券版】	
<p>(全般) 投資一任報酬 SMA 報酬</p> <p>第2条 (本信託契約の成立、本信託の効力の発生)</p> <p>1. 当初委託者及び受託者は、次の各号の手続きに従い、本信託を設定するものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 当初委託者は、(i) 受託者から本信託契約の締結に係る申込み承諾の回答を受けた場合、野村信託銀行株式会社の「普通預金約款 (銀行代理店用)」に基づく普通預金口座 (以下、「野村信託銀行普通預金口座」といいます。) を開設し、また (ii) 第二受益者をして第二受益者名義の野村信託銀行普通預金口座を開設させた後、(iii) 運用開始日から起算して <u>3</u> 営業日前までに、第3条に定める当初信託金相当額を当初委託者名義の野村信託銀行普通預金口座に入金するものとします。なお、営業日とは、銀行法 (昭和56年6月1日法律第59号) 第15条第1項に定められた日本における銀行の休日として定められた日以外の日を意味するものとし、以後同様とします。</p> <p>④ 受託者は、前号の入金が行われている場合、運用開始日から起算して <u>2</u> 営業日前の日 (以下、「信託設定日」といいます。) に当初信託金相当額を当初委託者名義の野村信託銀行普通預金口座から引き落とす方法により、当初信託金を受領するものとします。</p> <p>2. ～3. (省略)</p> <p>第4条 (信託金の追加)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 委託者及び受託者は、追加信託を設定する場合には、次の各号の手順に従うものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 委託者は、委託者名義の野村信託銀行普通預金口座に、変更適用日から起算して <u>3</u> 営業日前までに、追加信託金相当額を入金するものとします。</p> <p>⑤ 受託者は、前号の入金が行われている場合、変更適用日から起算して <u>2</u> 営業日前の日 (以下、「追加信託設定日」といいます。) に追加信託金相当額を委託者名義の普通預金口座から引き落とす方法により、追加信託金を受領するものとします。</p> <p>3. (省略)</p> <p>末尾2 損失の危険に関する事項</p> <p>1. 信託財産の運用、価格変動に関するリスク 信託財産の運用により生ずる利益及び損失は、全て受益者に帰属します。 <u>信託財産は、野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任</u></p>	<p>(全般) 投資一任受任料 SMA 手数料</p> <p>第2条 (本信託契約の成立、本信託の効力の発生)</p> <p>1. 当初委託者及び受託者は、次の各号の手続きに従い、本信託を設定するものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 当初委託者は、(i) 受託者から本信託契約の締結に係る申込み承諾の回答を受けた場合、野村信託銀行株式会社の「普通預金約款 (銀行代理店用)」に基づく普通預金口座 (以下、「野村信託銀行普通預金口座」といいます。) を開設し、また (ii) 第二受益者をして第二受益者名義の野村信託銀行普通預金口座を開設させた後、(iii) 運用開始日から起算して <u>5</u> 営業日前までに、第3条に定める当初信託金相当額を当初委託者名義の野村信託銀行普通預金口座に入金するものとします。なお、営業日とは、銀行法 (昭和56年6月1日法律第59号) 第15条第1項に定められた日本における銀行の休日として定められた日以外の日を意味するものとし、以後同様とします。</p> <p>④ 受託者は、前号の入金が行われている場合、運用開始日から起算して <u>4</u> 営業日前の日 (以下、「信託設定日」といいます。) に当初信託金相当額を当初委託者名義の野村信託銀行普通預金口座から引き落とす方法により、当初信託金を受領するものとします。</p> <p>2. ～3. (省略)</p> <p>第4条 (信託金の追加)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 委託者及び受託者は、追加信託を設定する場合には、次の各号の手順に従うものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 委託者は、委託者名義の野村信託銀行普通預金口座に、変更適用日から起算して <u>5</u> 営業日前までに、追加信託金相当額を入金するものとします。</p> <p>⑤ 受託者は、前号の入金が行われている場合、変更適用日から起算して <u>4</u> 営業日前の日 (以下、「追加信託設定日」といいます。) に追加信託金相当額を委託者名義の普通預金口座から引き落とす方法により、追加信託金を受領するものとします。</p> <p>3. (省略)</p> <p>末尾2 損失の危険に関する事項</p> <p>1. 信託財産の運用、価格変動に関するリスク 信託財産の運用により生ずる利益及び損失は、全て受益者に帰属します。 <u>信託財産に属する有価証券等の価額は、株価・金利等の変動、</u></p>

新	旧
<p>契約に基づき、専用投資信託への投資を通じて運用を行いますので、投資元本が保証されているものではありません。<u>専用投資信託については、それぞれ投資対象資産を定め、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、不動産投資信託：REIT 及びオルタナティブ資産に投資を行います。専用投資信託によっては、あらかじめ投資対象とすることを定めた投資信託（指定投資信託）の組み入れによって、上記のような投資対象資産へ実質的に投資するものもあります。</u></p> <p><u>専用投資信託は、これらの投資対象資産の値動き、為替相場の変動及び組み入れている指定投資信託の基準価額の変動により損失が生じるおそれがあります。専用投資信託が投資している有価証券、及び組み入れている指定投資信託が投資している有価証券について、その発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、当該有価証券の価格変動により損失が生じるおそれがあります。また専用投資信託が投資している有価証券などに海外への投資が含まれる場合、各国通貨の為替相場の変動により損失が生じるおそれがあります。</u></p> <p>信託財産に属する金銭を貸付（受託者の固有勘定への貸付を含みます。）により運用するときは、貸付先の経営・財務状況の悪化等により、貸付金の全部または一部の回収が遅滞し、または不能となる場合があります。この場合、本信託の元本に欠損を生ずることがあります。</p> <p>2. その他のリスク （前略） 本信託に、元本の補てん、利益の補足はありません。 本信託は、投資者保護基金による保護の対象ではありません。 本信託は、クーリング・オフの対象ではありません。</p>	<p><u>有価証券等の発行体の業務・財産状況の変化その他の事情により、変動する場合があります。この場合、本信託の元本に欠損を生ずることがあります。</u></p> <p>信託財産に属する金銭を貸付（受託者の固有勘定への貸付を含みます。）により運用するときは、貸付先の経営・財務状況の悪化等により、貸付金の全部または一部の回収が遅滞し、または不能となる場合があります。この場合、本信託の元本に欠損を生ずることがあります。<u>信託財産に充当するための金銭を預金により運用するときは、当該預金を取扱う金融機関の経営・財務状況の悪化等により、預金の全部または一部の回収が遅滞し、または不能となる場合があります。この場合、本信託の元本に欠損を生ずることがあります。</u></p> <p>2. その他のリスク （前略） （新設） また、本信託契約は、<u>金融商品取引法第 79 条の 21 に定める投資者保護基金による保護の対象とならず、クーリングオフ（金融商品取引法第 37 条の 6）の対象となりません。</u></p>
<p>ラップ信託約款（遺言代用信託約款）【提携銀行版】 ※前述の「ラップ信託約款（遺言代用信託約款）【野村証券版】」と第 2 条および第 4 条を除き同様。 第 2 条と第 4 条については以下のとおり。</p>	
<p>第 2 条（本信託契約の成立、本信託の効力の発生）</p> <p>1. 当初委託者及び受託者は、次の各号の手続きに従い、本信託を設定するものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③ 当初委託者は、受託者から本信託契約の締結に係る申込み承諾の回答を受けた場合、運用開始日から起算して 3 営業日前までに、第 3 条に定める当初信託金相当額を受託者が指定する口座に送金するものとし、受託者は、当該金銭を当初信託金として受領するものとします。なお、営業日とは、銀行法（昭和 56 年 6 月 1 日法律第 59 号）第 15 条第 1 項に定められた日本における銀行の休日として定められた日以外の日を意味するものとし、以後同様とします。</p> <p>2.（省略）</p> <p>3. 本信託の効力は、①前項に基づき本信託契約が成立したこと、②第 1 項第 3 号の手続きにより、運用開始日から起算して 3 営業日前までに受託者が当初信託金を受領したことを条件として、運用開始日から起算して 2 営業日前の日（以下、「信託設定日」といいます。）に生じるものとします。</p> <p>第 4 条（信託金の追加）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 委託者及び受託者は、追加信託を設定する場合には、次の各号の手順に従うものとします。</p> <p>①～③（省略）</p>	<p>第 2 条（本信託契約の成立、本信託の効力の発生）</p> <p>1. 当初委託者及び受託者は、次の各号の手続きに従い、本信託を設定するものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③ 当初委託者は、受託者から本信託契約の締結に係る申込み承諾の回答を受けた場合、運用開始日から起算して 5 営業日前までに、第 3 条に定める当初信託金相当額を受託者が指定する口座に送金するものとし、受託者は、当該金銭を当初信託金として受領するものとします。なお、営業日とは、銀行法（昭和 56 年 6 月 1 日法律第 59 号）第 15 条第 1 項に定められた日本における銀行の休日として定められた日以外の日を意味するものとし、以後同様とします。</p> <p>2.（省略）</p> <p>3. 本信託の効力は、①前項に基づき本信託契約が成立したこと、②第 1 項第 3 号の手続きにより、運用開始日から起算して 5 営業日前までに受託者が当初信託金を受領したことを条件として、運用開始日から起算して 4 営業日前の日（以下、「信託設定日」といいます。）に生じるものとします。</p> <p>第 4 条（信託金の追加）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 委託者及び受託者は、追加信託を設定する場合には、次の各号の手順に従うものとします。</p> <p>①～③（省略）</p>

新	旧
<p>④ 委託者は、受託者が指定する口座に、変更適用日から起算して<u>3</u>営業日前までに、追加信託金相当額を送金するものとし、受託者は、当該金銭を追加信託金として受領するものとします。なお、変更適用日から起算して<u>2</u>営業日前の日を、以下「追加信託設定日」といいます。</p> <p>3. (省略)</p>	<p>④ 委託者は、受託者が指定する口座に、変更適用日から起算して<u>5</u>営業日前までに、追加信託金相当額を送金するものとし、受託者は、当該金銭を追加信託金として受領するものとします。なお、変更適用日から起算して<u>4</u>営業日前の日を、以下「追加信託設定日」といいます。</p> <p>3. (省略)</p>
野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約約款【野村証券版、提携銀行版共通】	
<p>(全般) 投資一任報酬 SMA 報酬</p> <p>第 2 条 (定義) 本約款において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑮ (省略) (削除)</p> <p>⑯ 指定指図人 ラップ信託契約に基づきお客様が指定指図人として指定した者をいいます。</p> <p>第 5 条 (運用開始日の指定及び入金期限) (前略) 但し、運用開始日から起算して<u>3</u>営業日前の日までに、契約金額をお客様名義の野村信託銀行普通預金口座に入金して頂き、運用開始日から起算して<u>2</u>営業日前の日までに契約金額の野村信託銀行普通預金口座からの引き落としによる野村投資一任口座への入金を確認できない場合は、本契約は失効します。</p> <p>第 10 条 (投資計画の変更) 1. ～2. (省略) 3. 前項の確認の結果、お客様が提案書の内容に同意頂ける場合は、当社及びラップ信託契約に従い野村信託銀行に対して、同意とともに、投資計画の変更を適用する日 (以下、「変更適用日」といい、当社が当該通知を受領した日から起算して<u>6</u>営業日目以降 15 営業日目までの営業日であることを要するものとします) を指定して通知して頂きます。但し、変更適用日の指定がない場合、または、当社及び野村信託銀行が当該通知を受領した日から起算して <u>6</u> 営業日目の日よりも前の日が指定されていた場合は、当社及び野村信託銀行が当該通知を受領した日から起算して <u>6</u> 営業日目の日を変更適用日とします。また、第 1 項第 1 号の増額の場合には、変更適用日から起算して <u>3</u> 営業日前の日までに、増額分をお客様名義の野村信託銀行普通預金口座に入金して頂き、変更適用日から起算して <u>2</u> 営業日前の日までに増額分の野村信託銀行普通預金口座からの引き落としによる野村投資一任口座への入金を確認できない場合は、投資計画の変更はなかったものとみなされます。 4. (省略) 5. 前項によって変更覚書をお渡しした場合において、その変更覚書に係る変更適用日から起算して <u>3</u> 営業日前の日までに、投資計画の変更を取り消す旨のご連絡がないときは、お客様は変更覚書を承認したものとみなされ、変更適用日から当該変更覚書が適用されます。 6. ～12. (省略)</p>	<p>(全般) 投資一任受任料 SMA 手数料</p> <p>第 2 条 (定義) 本約款において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑮ (省略) ⑯ SMA 手数料 第 8 条第 2 項に規定される口座資産の記帳による管理を行うこと等の対価として当社が収受する手数料及びラップ信託契約に係る野村信託銀行に対する信託報酬を総称していいます。</p> <p>⑰ 指定指図人 ラップ信託契約に基づきお客様が指定指図人として指定した者をいいます。</p> <p>第 5 条 (運用開始日の指定及び入金期限) (前略) 但し、運用開始日から起算して<u>5</u>営業日前の日までに、契約金額をお客様名義の野村信託銀行普通預金口座に入金して頂き、運用開始日から起算して<u>4</u>営業日前の日までに契約金額の野村信託銀行普通預金口座からの引き落としによる野村投資一任口座への入金を確認できない場合は、本契約は失効します。</p> <p>第 10 条 (投資計画の変更) 1. ～2. (省略) 3. 前項の確認の結果、お客様が提案書の内容に同意頂ける場合は、当社及びラップ信託契約に従い野村信託銀行に対して、同意とともに、投資計画の変更を適用する日 (以下、「変更適用日」といい、当社が当該通知を受領した日から起算して <u>10</u> 営業日目以降 15 営業日目までの営業日であることを要するものとします) を指定して通知して頂きます。但し、変更適用日の指定がない場合、または、当社及び野村信託銀行が当該通知を受領した日から起算して <u>10</u> 営業日目の日よりも前の日が指定されていた場合は、当社及び野村信託銀行が当該通知を受領した日から起算して <u>10</u> 営業日目の日を変更適用日とします。また、第 1 項第 1 号の増額の場合には、変更適用日から起算して <u>5</u> 営業日前の日までに、増額分をお客様名義の野村信託銀行普通預金口座に入金して頂き、変更適用日から起算して <u>4</u> 営業日前の日までに増額分の野村信託銀行普通預金口座からの引き落としによる野村投資一任口座への入金を確認できない場合は、投資計画の変更はなかったものとみなされます。 4. (省略) 5. 前項によって変更覚書をお渡しした場合において、その変更覚書に係る変更適用日から起算して <u>5</u> 営業日前の日までに、投資計画の変更を取り消す旨のご連絡がないときは、お客様は変更覚書を承認したものとみなされ、変更適用日から当該変更覚書が適用されます。 6. ～12. (省略)</p>

新	旧
<p>第 19 条（野村の証券取引約款（個人のお客様用）の準用） 本約款に記載のない事項については、「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」の規定を準用するものとします。</p> <p>料率表（別紙参照）</p>	<p>第 19 条（野村の証券取引約款（個人のお客様用）の準用） <u>野村 SMA 取引には</u>、「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」の規定を準用するものとします。</p> <p>料率表（別紙参照）</p>
<p>停止条件付野村 SMA（エグゼクティブ・ラップ）投資一任契約約款【野村証券版、提携銀行版共通】</p>	
<p>（全般） 投資一任報酬 SMA 報酬</p> <p>第 2 条（定義） 本約款において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑰（省略） （削除）</p> <p>⑱ 指定指図人 ラップ信託契約に基づきお客様が指定指図人として指定した者をいいます。</p> <p>第 10 条（投資計画の変更） 1. ～2.（省略） 3. 前項の確認の結果、お客様が提案書の内容に同意頂ける場合は、当社及びラップ信託契約に従い野村信託銀行に対して、同意とともに、投資計画の変更を適用する日（以下、「変更適用日」といい、当社が当該通知を受領した日から起算して 6 営業日目以降 15 営業日目までの営業日であることを要するものとします）を指定して通知して頂きます。但し、変更適用日の指定がない場合、または、当社及び野村信託銀行が当該通知を受領した日から起算して 6 営業日目の日より前の日が指定されていた場合は、当社及び野村信託銀行が当該通知を受領した日から起算して 6 営業日目の日を変更適用日とします。また、第 1 項第 1 号の増額の場合には、変更適用日から起算して 3 営業日前の日までに、増額分をお客様名義の野村信託銀行普通預金口座に入金して頂き、変更適用日から起算して 2 営業日前の日までに増額分の野村信託銀行普通預金口座からの引き落としによる野村投資一任口座への入金を確認できない場合は、投資計画の変更はなかったものとみなされます。</p> <p>4.（省略） 5. 前項によって変更覚書をお渡しした場合において、その変更覚書に係る変更適用日から起算して 3 営業日前の日までに、本契約に基づく投資計画の変更を取り消す旨のご連絡がないときは、お客様は変更覚書を承認したものとみなされ、変更適用日から当該変更覚書が適用されます。（以下省略） 6. ～12.（省略）</p> <p>第 19 条（野村の証券取引約款（個人のお客様用）の準用） 本約款に記載のない事項については、「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」の規定を準用するものとします。</p> <p>料率表（別紙参照）</p>	<p>（全般） 投資一任受任料 SMA 手数料</p> <p>第 2 条（定義） 本約款において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑰（省略） ⑱ SMA 手数料 第 8 条第 2 項に規定される口座資産の記帳による管理を行うこと等の対価として当社が収受する手数料及びラップ信託契約に係る野村信託銀行に対する信託報酬を総称していいます。</p> <p>⑲ 指定指図人 ラップ信託契約に基づきお客様が指定指図人として指定した者をいいます。</p> <p>第 10 条（投資計画の変更） 1. ～2.（省略） 3. 前項の確認の結果、お客様が提案書の内容に同意頂ける場合は、当社及びラップ信託契約に従い野村信託銀行に対して、同意とともに、投資計画の変更を適用する日（以下、「変更適用日」といい、当社が当該通知を受領した日から起算して 10 営業日目以降 15 営業日目までの営業日であることを要するものとします）を指定して通知して頂きます。但し、変更適用日の指定がない場合、または、当社及び野村信託銀行が当該通知を受領した日から起算して 10 営業日目の日より前の日が指定されていた場合は、当社及び野村信託銀行が当該通知を受領した日から起算して 10 営業日目の日を変更適用日とします。また、第 1 項第 1 号の増額の場合には、変更適用日から起算して 5 営業日前の日までに、増額分をお客様名義の野村信託銀行普通預金口座に入金して頂き、変更適用日から起算して 4 営業日前の日までに増額分の野村信託銀行普通預金口座からの引き落としによる野村投資一任口座への入金を確認できない場合は、投資計画の変更はなかったものとみなされます。</p> <p>4.（省略） 5. 前項によって変更覚書をお渡しした場合において、その変更覚書に係る変更適用日から起算して 5 営業日前の日までに、本契約に基づく投資計画の変更を取り消す旨のご連絡がないときは、お客様は変更覚書を承認したものとみなされ、変更適用日から当該変更覚書が適用されます。（以下省略） 6. ～12.（省略）</p> <p>第 19 条（野村の証券取引約款（個人のお客様用）の準用） <u>野村 SMA 取引には</u>、「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」の規定を準用するものとします。</p> <p>料率表（別紙参照）</p>

以上

料率表

(運用資産 50 億円以下の部分にかかる料率は、変更点が無いため記載省略)

【新】

①投資一任報酬 資産クラスの計算基準金額ごとに、次の料率(年率、内枠)が適用されます。

運用資産の区分	国内債券を投資分野とする資産クラス		外国債券を投資分野とする資産クラス		左記以外の資産クラス	
		税抜き		税抜き		税抜き
50 億円超 100 億円以下の部分につき	0.033%	0.03%	0.033%	0.03%	0.055%	0.05%
100 億円超 150 億円以下の部分につき	0.022%	0.02%	0.022%	0.02%	0.033%	0.03%
150 億円超 200 億円以下の部分につき	0.011%	0.01%	0.011%	0.01%	0.022%	0.02%
200 億円超の部分につき	0.011%	0.01%	0.011%	0.01%	0.011%	0.01%

②SMA 報酬 資産クラスの計算基準金額ごとに、次の料率(年率、内枠)が適用されます。

運用資産の区分	国内債券を投資分野とする資産クラス		外国債券を投資分野とする資産クラス		左記以外の資産クラス	
		税抜き		税抜き		税抜き
50 億円超 100 億円以下の部分につき	0.110%	0.10%	0.275%	0.25%	0.473%	0.43%
100 億円超 150 億円以下の部分につき	0.066%	0.06%	0.165%	0.15%	0.275%	0.25%
150 億円超 200 億円以下の部分につき	0.033%	0.03%	0.099%	0.09%	0.165%	0.15%
200 億円超の部分につき	0.011%	0.01%	0.033%	0.03%	0.055%	0.05%

※「左記以外の資産クラス」のうち短期金融資産については、一律 0%とします。

【旧】

①投資一任受任料 資産クラスの計算基準金額ごとに、次の料率(年率、内枠)が適用されます。

運用資産の区分	国内債券を投資分野とする資産クラス		外国債券を投資分野とする資産クラス		左記以外の資産クラス	
		税抜き		税抜き		税抜き
50 億円超の部分につき	0.055%	0.05%	0.055%	0.05%	0.066%	0.06%

②SMA 手数料 資産クラスの計算基準金額ごとに、次の料率(年率、内枠)が適用されます。

運用資産の区分	国内債券を投資分野とする資産クラス		外国債券を投資分野とする資産クラス		左記以外の資産クラス	
		税抜き		税抜き		税抜き
50 億円超の部分につき	0.165%	0.15%	0.374%	0.34%	0.682%	0.62%

※「左記以外の資産クラス」のうち短期金融資産については、一律 0%とします。